

第Ⅲ章 県立高等学校の再編整備

1 全日制課程

(1) 基本的な考え方

平成 31 年 3 月の本県中学校卒業者数は 12,437 人であったが、令和 12 年 3 月の卒業者数は約 1,600 人、率では約 13%減少すると見込まれている。

今後、既存の学校数を維持したままで学級減のみの対応をとり続けた場合、全県的に学校規模が縮小し、多くの小規模校が存在することとなる【図表 F】。これにより、各学校の教員の配置数が減少し、教科・科目の開設に制限が加わり、生徒の多様な学習要望や進路希望等に対応できなくなる。また、学校行事や部活動等の面においても魅力的で活力ある教育活動が難しくなるなど高等学校教育の質的低下が懸念される。

学級減のみの対応には限界があることから、次のア～エの観点を総合的かつ多角的に勘案した上で、複数の学校を統合するなどして適正な学校規模に近づけることとし、対象校や実施時期、学校の形態等も含め、今後具体的な実施計画を策定し、再編整備を図ることとする。

なお、第二期基本方針に基づき、生徒減少に対応して、小規模校をできるだけ維持する方向で学級減を進めてきたこと等により、高等学校の小規模化・少人数化は一層進行している。小規模校については、生徒への教育効果や地域の実情等を考慮した上で、学校の機能と教育水準の維持を図るとともに、再編整備についてもあわせて検討することとする。

- ア 今後の中学校卒業者数の推移や高等学校への入学動向
- イ 交通事情や地理的条件、産業構造等の地域の実情
- ウ 各学校が担っている教育的役割や、生徒・保護者・地域から求められる期待
- エ 全県的な視点からの学校・学科の適正配置

(2) 学校規模の適正化

① 基本的な考え方

これまでの基本方針の「学校規模の適正化」の考え方を引き継ぎ、次のア～エなどの観点から、学校規模の適正化を図り、教育効果を高めることとする。

- ア 生徒の進路希望等に応じた多様な教科・科目の設定等、選択幅の広い教育課程の編成
- イ 特別活動や部活動等の効果的な実施
- ウ 生徒同士の切磋琢磨や社会性の育成に十分な集団としての規模
- エ 適正な学校運営の展開

② 適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1 学年 3 ～ 8 学級 (120 ～ 320 人) を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を 1 学級下回る又は 1 学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1 学年 1 学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20 人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10 人以上を望ましい人数とする。

《備考》 1 学級の定員は、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」第 6 条に規定する「1 学級の生徒の数」とする。なお、「1 学級の生徒の数」は現行では 40 人とされているが、法律改正等の変更があった場合はその基準に従う。

(3) 学校の適正な配置

① 基本的な考え方

県立高等学校の適正な配置については、前記の適正な学校規模の基準を念頭に置き、今後の中学校卒業者数の推移や高等学校への入学動向、交通事情等の地理的条件及び産業構造等の地域の実情、学科の適正な配置等の観点を十分に考慮しながら、全県的視点に立った統廃合を含む再編整備を行い、学校の機能と教育水準の維持向上を図ることとする。

② 適正配置の基準等

県立全日制高等学校の適正な配置の基準等は、次のア～オのとおりとする。

また、県教育委員会は、(2) の②ア・イで示した生徒数及び以下の基準等を踏まえ、入学者数の状況や将来的な見通し等を総合的に判断し指定した高等学校について、学校・市町・県・地元関係者等で組織する協議会を設置し、生徒にとって望ましい教育環境を整備する観点から、設置者の在り方を含む当該高等学校の活性化策等について、期間を定めて協議し、取り組むものとする。

なお、しま地区の 1 学年 2 学級の高等学校においては、次の③に定める要件に該当した場合は、キャンパス校の導入について検討する。

ア 県教育委員会が協議会を設置した 1 学年 2 学級の高等学校においては、協議を開始した年から起算し 3 年目以降、2 年続けて、5 月 1 日現在の第一学年の在籍者が募集定員の 2 分の 1 (40 人) 未満の場合、原則として統廃合 (募集停止も含む) を検討する。

- イ 県教育委員会が協議会を設置したキャンパス校においては、協議を開始した年から起算し3年目以降、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が募集定員の2分の1（20人）未満の場合、統廃合（募集停止も含む）を検討する。
- ウ 県教育委員会が協議会を設置した小中高一貫教育を実施している一島一高等学校においては、期間を定めて活性化策等に取り組み、その成果等を踏まえ、学校の在り方について検討する。
- エ 同一市町又は近隣の市町に所在する2校の高等学校において、1学年の学級数が合わせて標準規模学級（3～8学級）になる場合、効果的な教育機能を確保する観点から統合を検討する。
- オ 特色ある学校づくりを図るため新たな教育内容・方法等の導入が必要とされる場合、同一市町又は近隣の市町に所在する2校以上の高等学校の統合を検討する。

③ キャンパス校の導入要件

キャンパス校は、島内の近隣の高等学校を本校とし、教育水準を維持していくため、本校と合同の学校行事や教員の乗り入れ授業等連携した教育を行うものであり、必要性が認められる場合、しま地区において導入するものである。

キャンパス校の導入要件は、「しま地区の1学年2学級の学校において、2年続けて、5月1日現在の第一学年の在籍者が1学級定員（40人）以下の場合。」とする。

なお、全学年が1学級規模となる段階で、キャンパス校へ移行するものとする。

④ 一定規模以上の高等学校の維持・設置

教育活動の活性化を図る観点から、1学年6学級以上の学校規模の維持について配慮する。また、複数校の統合による新たな設置について、必要に応じて検討する。

（４）再編整備の進め方

① 基本的な考え方

今後再編整備を進めるにあたっては、中学生やその保護者の入学者選抜に対する不安や新たな通学費等の負担を軽減するため、条件整備を図ることとする。

② 再編整備において配慮すべき事項

ア 再編整備に伴う条件整備の推進

スクールバス運行等の通学支援策、地域における募集定員枠の確保や受け入れ高等学校における教育内容の多様化・特色化等、再編整備に伴う就学上の諸条件の整備に努める。

イ 再編整備計画の公表から募集停止にかかる一定期間の設定

中学生の進路選択に混乱を来さないよう、実施計画の公表から募集停止まで1年以上の期間をおく。

2 定時制課程・通信制課程

(1) 基本的な考え方

現在の定時制課程・通信制課程においては、社会の変化等に伴い、主に経済的事情により働きながら学ぼうとする勤労青少年が減少する傾向であり、不登校や高等学校中途退学経験者、特別な支援を要する生徒、帰国生徒・外国人生徒等、多様な背景を有する生徒が学んでいる。

このような状況に対応し、多様な入学動機を持つ入学希望者が高等学校教育を受けられる機会を保障する観点から、今後も、定時制課程・通信制課程における教育機能の充実を図る。

(2) 学校の適正な配置

① 基本的な考え方

今後の中学校卒業生数の推移や定時制課程・通信制課程への入学動向、交通事情や地理的条件及び産業構造等の地域の実情の観点を十分に考慮しながら、全県的視点に立った学校・学科の適正な配置を行い、多様な学びの提供と教育水準の維持向上を図る。

② 適正配置の基準

ア 定時制課程

これまでの基本方針の適正配置の基準を引き継ぎ、県立高等学校定時制課程における適正配置の基準は、「2年続けて、5月1日現在の第一学年（専門学科においては小学科別）の在籍者が10人未満の場合には、統廃合（募集停止も含む）を検討する。」とする。

イ 通信制課程

通信制課程においては、多様な入学動機を有する生徒への学びの提供の観点から、生徒の入学及び在籍状況等を総合的に考慮し、その在り方について検討する。

(3) 定時制課程の再編整備の進め方

① 基本的な考え方

今後再編整備を進めるにあたっては、入学希望者等に対して、地域の高等学校の状況や再編整備の必要性について適切な情報提供に努めるとともに、関係市町及び市町教育委員会と情報を共有し連携に努める。また、入学者選抜に対する不安や新たな通学費等の負担を軽減するため、条件整備を図ることとする。

② 再編整備において配慮すべき事項

ア 再編整備に伴う条件整備の推進

通学支援策、受け入れ高等学校における教育内容の多様化・特色化等、再編整備に伴う諸条件の整備に努める。

イ 再編整備計画の公表から募集停止にかかる一定期間の設定

入学希望者等の進路選択に混乱を来さないよう、実施計画の公表から募集停止まで1年以上の期間をおく。

ウ 学習機会の保障

県立高等学校通信制課程で学習の機会が保障されるよう配慮する。